

令和4年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和4年3月4日(金) 開会 午前10時
閉会 午前11時 9分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長
権守幸男副委員長
高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]
加村啓二公安委員長、原和也警察本部長、古田土等総務部長、伊藤奨警務部長、近藤勝彦生活安全部長、福島謙治地域部長、高橋俊章刑事部長、岩根忠交通部長、田崎仁史警備部長、利根田久雄財務局長、荻野長武監察官室長、三浦孝一警務課長、塚本英吉総務課長、小駒眞次会計課長、山崎保之厚生課長、會田雄一生活安全総務課長、川島将宏保安課長、宮下敏郎地域総務課長、山崎満刑事総務課長、坂本雅彦組織犯罪対策課長、谷川裕保交通総務課長、桑島正彦交通規制課長、市川光浩運転免許課長、佐藤拓也公安第一課長、千葉正警備課長

[危機管理防災部関係]
安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、金子亮化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第42号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第53号	埼玉県地域強靱化計画の変更について	原案可決
第64号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち警察本部及び危機管理防災部関係	原案可決
第68号	令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第80号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

高橋委員

- 1 運転が困難な方については止めてあげる必要があるが、問題のない方については気持ちよく運転を続けていただくべきだと考える。今回、一定の違反歴のある75歳以上の者に対する実技検査として、運転技能検査が新設されるが、その検査内容はどのようなものか。
- 2 先日、ふじみ野市民家立てこもり事件が起きたが、これは、正確な銃の所持状況等の把握の必要性が確認された事例でもあったと考えている。そこで、銃砲等又は刀剣類所持許可証の書換えはどのようなときに必要となるのか。また、どこで、どのような銃を、どのような方が持っているのか把握できる仕組みとなっているのか。

運転免許課長

- 1 運転免許証の有効期間の更新を行うときに70歳以上の方については高齢者講習を、75歳以上の方については、講習に加えて認知機能検査を更新期間が満了する日前6月以内に受けなければならないこととされている。改正道路交通法の施行に伴い、75歳以上で運転免許証の更新期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日から過去3年以内に信号無視等の一定の違反歴のある者については、認知機能検査と高齢者講習に加えて運転技能検査を受けなければならないこととされた。この検査においては、対象者に実際にコースを走行させることとしており、検査中に信号無視や右側通行をするなど、検査の結果が一定の基準に該当した者については、運転免許証の有効期間の更新をしないこととされている。なお、運転技能検査は認知機能検査や高齢者講習と同じく、更新期間満了日前6月以内に受検することができ、不合格者は繰り返し受検が可能である。

保安課長

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法では、都道府県公安委員会から、銃砲、クロスボウ、刀剣類の所持許可を受けた者は、本籍、住所、氏名、用途等の許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、許可証の書換えを受けなければならないこととされている。銃砲所持者が届出を怠るケースも考えられるが、公安委員会において毎年春に全国一斉で、全ての銃砲所持者の銃を検査することとしており、この検査において、許可証の記載事項に変更がないかどうかを確認している。

高橋委員

運転技能検査が追加されると、本検査の手続等のために運転免許センター等へ行く回数が増えるなど、高齢者に対して過度な負担となることはないか。

運転免許課長

運転技能検査の受検者は、運転技能検査のほか認知機能検査と高齢者講習を受けることとされている。高齢者講習は、座学、運転適性指導、実車指導を内容とする2時間の講習であるが、運転技能検査の対象者は、このうち実車指導の1時間が免除となる。これにより、運転技能検査に引き続いて高齢者講習を受講することが可能となるため、多くの方に

については、新たな負担が発生することはない。

田並委員

- 1 新設される若年運転者講習とはどのような人が対象となるのか。
- 2 新設される若年運転者講習はどこで実施するのか。

運転免許課長

- 1 道路交通法の改正により、第二種免許や大型免許等の受験資格が、特例として19歳以上で普通免許等取得後1年以上に緩和される。この特例により免許を取得した者が、従来の受験資格に達するまでの間に、違反をして一定の基準に達した場合に、若年運転者講習の対象となる。
- 2 若年運転者講習については、自動車教習所での実施を予定している。

田並委員

指定自動車教習所では既に高齢者講習なども行っているため、若年運転者講習も実施するととなると大きな負担とならないか。

運転免許課長

若年運転者講習は自動車教習所からの申請に基づき、実施することとしている。若年運転者講習の受講者は多くないものと予測しているが、今後の受講状況も踏まえ、自動車教習所の過度の負担とならないよう、必要により、実施体制を検討していく。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

高橋委員

- 1 埼玉県地域強靱化計画は、強さという面で、県民の生命や地域社会の重要な機能を維持するという部分と、しなやかさという面で、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減し、迅速な復旧、復興ができるようにするという部分をしっかり色分けしながら、他部局に渡る部分に共通の判断基準を導入して強靱な県をつくっていかうというもので、大変重要だと感じている。今後も不断の見直しが必要だと思うが、本計画には計画期間が設けられていない。どのような理由で設けていないのか。
- 2 埼玉県地域強靱化計画は、今後どのようなタイミングで見直しを行っていくのか。

危機管理課長

- 1 本計画は、強靱化に関する中長期的な指針として方向性を示しつつ、絶え間なく見直すことが必要であり、あらかじめ時期を定めて見直す性質の計画ではないため、特定の期間や見直し時期を定めることはなじまないと考えている。
- 2 今後も、埼玉県5か年計画や国土強靱化基本計画の変更のタイミングで整合性を確認するとともに、社会情勢の変化や自然災害なども踏まえ、必要に応じて見直しを実施していく。

高橋委員

計画期間を定めないという趣旨は分かったが、県として死守すべき部分と被害を軽減し、復旧を迅速化することで対応する部分とをどう色分けするか、毎年各部局とやり取りをしながら見直していく必要があると考えるがどうか。

危機管理課長

毎年度、強靱化を進めるために取り組む事業を取りまとめ、各部局とやり取りを行い、計画に基づく取組の進捗状況を確認していく。この進捗状況を外部有識者等に評価していただき、その評価を踏まえて見直しを実施していく。

高木委員

- 1 埼玉県地域強靱化計画案の16ページ「バックアップ拠点」について、経済産業省と警察庁等の代替拠点として、さいたま新都心合同庁舎が位置付けられているが、それに対して国の財政的支援はあるのか。また、国との協力関係はどのようになっているのか。
- 2 埼玉県地域強靱化計画案の18ページ「想定する大規模自然災害の整理」において、想定する大規模自然災害として、地震、洪水、竜巻及び大雪の4種類を挙げているが、富士山などの火山噴火による被害も大きいことが予想されるため、噴火についても計画に含めるべきと考えるがどうか。

危機管理課長

- 1 現時点では、特に国から財政支援をいただいていることはない。財政的支援や協力関係等については、今後、実際にそのような事態が発生したときには、協議して進めていく。
- 2 火山噴火によって想定される被害としては、降灰による物流の停止や農産物の生産力低下、産業廃棄物の停滞などが想定されるが、これらの対応については他の災害対応と共通する部分もあることから、既存の計画の中で、火山噴火をある程度見据えた形で対応ができると考えている。

高木委員

- 1 バックアップ拠点に関する国との協力体制について、現在は具体的な計画はないということであるが、災害が発生した際に、埼玉県にも被害がありバックアップ拠点が使えず、国の機能移転ができなかったという事態を防ぐため、協力関係を考えていかなければいけないと思うが、どう考えるか。
- 2 火山噴火について、埼玉県地域強靱化計画ではうたっていないが、既存の計画で対応できるとのことだが、本計画に盛り込むことで財政的な裏付けができ、計画の実行ができるものと承知している。そのため、火山噴火が本計画に盛り込まれていないのはよくないのではないか。

危機管理課長

- 1 バックアップ拠点については、さいたま新都心合同庁舎に国の機関が入っており、そこを国のバックアップ拠点として使用するという計画となっている。実際にバックアップを行う際に、どのような形で対応していくのかについては今後考えていきたい。
- 2 埼玉県地域強靱化計画の事業とすることで、個別事業の交付金の優先採択の要件になる。そのため、個別事業の中で対応できると考えている。

危機管理防災部長

- 2 埼玉県地域強靱化計画に関する課長答弁について、内容を補足させていただく。本計画案では、想定する大規模自然災害として、地震、洪水、竜巻及び大雪の4種類を基本

としているが、火山による降灰対策も重要である。例えば、降灰が5ミリメートルでも積もると経済活動も停止することになる。火山噴火への対策については、地域防災計画の方で、火山について1章を設け、対策を講じているところではあるが、あらかじめの対策も大事なことであるため、今後の見直しのタイミングで検討していきたい。

【付託議案に対する討論】

なし
